

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

「第1章 町田市が行う国民健康保険」を「第1章 町田市が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出しを削り、同条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 町田市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2条の見出し中「国民健康保険運営協議会」を「町田市国民健康保険運営協議会」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）委員」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定により設置する町田市国民健康保険運営協議会の委員」に改め、「各号」の次に「に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号」を加える。

第3条中「協議会」を「町田市国民健康保険運営協議会」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「の区分に従い」を「に掲げる区分に応じ」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第4号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第13条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この項において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（第3号において「介護納付金」という。）の納付に要する

費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額 (保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額 (保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第13条第2項中「前項の」を削り、同条第3項中「第1項の」を削り、同条第4項中「第1項の」及び「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 町田市が行う国民健康保険の事務</p> <p>第 1 条 町田市（以下「市」という。）が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 町田市国民健康保険運営協議会 (町田市国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 2 項の規定により設置する町田市国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) 略 (規則への委任)</p> <p>第 3 条 前条に定めるもののほか、町田市国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">(一部負担金)</p> <p>第 5 条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる区分に応じ、当該給付に要する費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) 略 (4) 国民健康保険法第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3 (課税額)</p> <p>第 13 条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 町田市が行う国民健康保険</p> <p style="text-align: center;">(町田市が行う国民健康保険)</p> <p>第 1 条 町田市（以下「市」という。）が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 国民健康保険運営協議会 (国民健康保険運営協議会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) 略 (規則への委任)</p> <p>第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">(一部負担金)</p> <p>第 5 条 保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) ～ (3) 略 (4) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 42 条第 1 項第 4 号の規定が適用される者である場合 10 分の 3 (課税額)</p> <p>第 13 条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用</p> |

町田市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(1) <u>基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この項において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（次号において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（第3号において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> | <p><u>（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> |

町田市国民健康保険条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> | <p>2 <u>前項</u>の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合には、基礎課税額は、54万円とする。</p> <p>3 <u>第1項</u>の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 <u>第1項</u>の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（<u>国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。</u>）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合には、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> |